



# TMC情報

Vol. 153

平成30年5月号

発行所：(株)TMC経営支援センター／社会保険労務士法人TMC／行政書士法人TMC／TMC労働保険組合／TMC司法書士事務所  
〒329-3157 栃木県那須塩原市大原間西1丁目10番地6 | URL: <http://www.tmc-jinji.com/>  
TEL 0287-67-3023 FAX 0287-67-3024 | MAIL: [info@tmc-jinji.com](mailto:info@tmc-jinji.com)

## セミナーのご案内

TMCでは、次のセミナーを開催致します。奮ってご参加ください。  
(内容の詳細や申込書はTMCホームページ 最新情報に掲載されています。)

### 1. TMC定期セミナー

|     |  |
|-----|--|
| 概要  | <ul style="list-style-type: none"><li>面接・選考時、入社時における注意点</li><li>面接・入社時の労使トラブル事例と対策、改正職業安定法等の関係法令</li><li>助成金改正情報 等</li></ul>   |
| 開催日 | 【那須】5月24日(木) 18:00~19:30 TMC経営支援センター本社 2階<br>【仙台】5月25日(金) 17:30~19:00 宮城野区中央市民センター 第2会議室<br>【福島】5月29日(火) 17:30~19:00 福島市民会館 404号室<br>【一関】6月7日(木) 18:00~19:30 ササキビル中野 6階会議室 |
| 参加費 | 1人2,000円(税込・軽食付)   |

### 2. 働き方改革 労働法改正セミナー

|     |  |
|-----|--|
| 概要  | <ul style="list-style-type: none"><li>働き方改革関連法案の解説(同一労働同一賃金、労働時間規制等)</li><li>懸念される労使トラブルと対策、平成30年度助成金改正情報 等</li></ul>  |
| 開催日 | ・6月19日(火) 14:00~16:00 郡山市労働福祉会館 第2会議室<br>・6月27日(水) 14:00~16:00 郡山市労働福祉会館 第2会議室<br>・7月4日(水) 14:00~16:00 須賀川市労働福祉会館 第1研修室<br>・7月5日(木) 14:00~16:00 白河市立図書館 小会議室 |
| 参加費 | 1人10,000円(税込) ※定員30名(先着順)<br>(TMC会員無料、TMC会員又は東邦銀行様からの紹介は無料)  |

### 3. マネジメント力向上セミナー

|     |   |
|-----|---|
| 概要  | <ul style="list-style-type: none"><li>部下育成マネジメント(部下とのコミュニケーションカアップ手法)</li><li>リーダーシップカ向上手法(リーダーの5大責任) 等</li></ul> |
| 開催日 | 6月13日(水) 13:00~17:00 とちぎ福祉プラザ 301会議室  |
| 参加費 | 1人10,000円(税込) ※定員25名(先着順)   |

### 4. 一般社員のためのビジネスマナーセミナー

|     |   |
|-----|---|
| 概要  | <ul style="list-style-type: none"><li>会社の目的、経営者の目線と社員の目線の違い</li><li>感じのよい言葉使い、お辞儀、挨拶の仕方、電話対応、来客対応</li><li>文書作成、インターネット取扱いの注意点 等</li></ul> |
| 開催日 | 6月13日(水) 9:15~12:00 とちぎ福祉プラザ 301会議室   |
| 参加費 | 1人5,000円(税込) ※定員25名(先着順)  |

# 助成金改正情報

平成30年4月から助成金の一部が新設・改正されました。

キャリアアップ助成金の改正点は次のとおりです。(他の助成金も今後順次ご案内します。)

| 概 要  | 改 正 点  |
|--|--|
| <p>《正規雇用等への転換》</p> <p>就業規則等に正規雇用等への転換制度を規定し、転換した場合に支給</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有期雇用者の場合は、雇用期間が3年以内の者に対象を限定</li> <li>・ 転換前6カ月と比べて転換後6カ月の賃金が5%以上増額していることが必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>※賞与は、就業規則に支給時期・支給対象者が明記されているもののみ含む。</li> <li>※手当は、実費弁償的なもの、変動的賃金、時間外手当を除く。</li> </ul> </li> <li>・ 1年度あたりの申請上限人数を20人に増加</li> </ul>                 |
| <p>《賃金規定共通化コース》</p> <p>有期雇用労働者等と正社員の共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合に支給</p>   | <p>対象労働者2人目以降に加算措置を追加</p> <p>①中小企業 20,000円&lt;24,000円&gt;</p> <p>②大企業 15,000円&lt;18,000円&gt;</p> <p>※対象労働者1人あたりの加算額</p>  |
| <p>《諸手当制度共通化コース》</p> <p>有期雇用労働者等と正社員の共通の諸手当制度等を新たに規定・適用した場合に支給</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象労働者2人目以降に加算措置を追加 <p>①中小企業 15,000円&lt;18,000円&gt;</p> <p>②大企業 12,000円&lt;14,000円&gt;</p> <p>※対象労働者1人あたりの加算額</p> </li> <li>・ 同時に共通化した諸手当2つ目以降に加算措置を追加 <p>①中小企業 160,000円&lt;192,000円&gt;</p> <p>②大企業 120,000円&lt;144,000円&gt;</p> <p>※諸手当の数1つあたりの加算額</p> </li> </ul> |
| <p>《人材育成コース》</p> <p>有期雇用労働者等に一定時間以上の教育を実施した場合に支給</p>               | <p>人材開発支援助成金へ統合</p>  |

## 被扶養者再確認（6月）

協会けんぽによる被扶養者の再確認が6月に実施されます。

また、平成30年度は、マイナンバーの確認作業も同時に実施されます。

(該当者がいる会社に対し、協会けんぽから書類が送付されます)

|       | 被扶養者状況リスト   | マイナンバー確認リスト                    |
|-------|---|--------------------------------|
| 確認対象者 | 平成30年4月1日において、18歳以上の被扶養者                                  | 被扶養者及び70歳以上の被保険者のうち、マイナンバー未登録者 |
| 手 続 き | 確認・押印し、提出<br>(削除となる被扶養者については、被扶養者調書兼異動届を記入し、被保険者証を添付して提出) | マイナンバーを記入し、提出                  |
| 提出期限  | 平成30年8月17日  | 平成30年6月29日                     |